2022-23Weekly Bulletin

Tanabe Hamayu Rotary Club



会長:寺本 匡 幹事:赤堀哲也 会報委員長:辻 諦淳 事務所:〒646-0029 田辺市東陽 1-1 闘雞神社会館内

田辺はまゆうロータリークラブ TEL0739-26-6181

例会場:〒646-0029 田辺市東陽 1-1 闘雞神社会館 TEL0739-22-0155 創立年月日:1992 年 1 月 21 日 例会日:毎週火曜日 18:30~

URL:http://www.aikis.or.jp/~t-hamayu/ E-mail:t-hamayu@vm.aikis.or.jp



クラブテーマ

同志と共に

2022-23 年度 RI 会長 ジェニファーE.ジョーンズ 第 2640 地区ガバナー 森本 芳宣



田辺税務署 藤村様をお迎えして

会長挨拶

寺本 匡

月日の経つのは早いもので、先日、新年を迎えたと思ったら、もう1月の末日です。昔から一月往ぬる二月逃げる三月去るという言葉があります。1月は新しい年が始まり、支度や片付けにおわれ、2月は日数の少ない月、3月は年度末と、年始から3月までは忙しく月日の経つのが早く感じます。1月下旬は一年で最も寒さが厳しい大寒の季節ですが、ようやく今週末には立春を迎え、寒の明けがきます。はやく暖かくなってほしいですね。

本日のロータリーソング 君が代

四つのテスト

Today's Meeting

2023年2月7日(火)

内卓

「私の趣味について」

山本敦洋君 ・ 山﨑貴宏君

Next Week's Meeting

2023年2月14日(火)

外卓

「和歌山県代協の活動について」

坂本正和様 · 稲田正一様

出席報告 (第 1402 回)

| 会員数 | 出席免除 | 欠席者 | 出席率 |
|-----|------|-----|--------|
| 30名 | 1名 | 6名 | 79.31% |

ゲスト

田辺税務署 個人課税部門 統括官 藤村哲也様

幹事報告

例会変更

〇串本 RC 2/7·21 (火)→休会

〇白浜 RC 2/17(金)→2/7(火)19:00~《夜間例会》

配布

○週報 1402 ○理事会議事録

○抜萃のつづり その八十二

回覧

〇串本 RC 週報

OROTARY2 月号

〇高松南ロータリークラブ第 3 回一日会親睦ゴルフコンペのご案内 〇第 25 回いちいがしの会総会資料

○2023-2024 年度主要行事のお知らせ

委員会報告

◎プログラム委員長 光吉直也

南紀白浜空港よりアンケートをお預かりしています。ご協力お願いします。

○ロータリー・リーダーシップ研究会 オンライン RLI 開催のご案内

◎出席·親睦·交流委員長 杉山竜二

4月に京都「都をどり」観覧の親睦日帰り旅行を予定しています。日程アンケートにご協力ください。

◎雑誌·広報·会報委員長 辻 諦淳

「抜萃のつづり その八十二」が株式会社クマヒラ・ホールディングス会長様より寄贈されました。皆様、是非お読みください。

プログラム

「令和 4 年分 所得税確定申告に向けて」 田辺税務署 個人課税部門統括官 藤村哲也様



田辺税務署個人 課税部門の統括官 をしております藤村と 申します。

本日は、「令和4年分所得税確定申告に向けて」と題しまして、田辺税務署の紹介から、来月2月16日からスタートします確定申告に向けたお話をさせていただき、最後に今

年の 10 月からスタートします消費税法の大きな改正「インボイス制度の導入」についてお話をさせていただきたいと思います。

最初に「田辺税務署」について、少しご紹介させていただきます。田辺税務署の場所は、田辺市の上屋敷町にあって、住宅地に似合わない壁の色が「エメラルドグリーン」の建物です。ちなみにあの色は、田辺市の海の色をイメージしたということで、他の税務署にはない色と聞いております。

次に田辺税務署の職員構成です。署長をトップに、総務課、管理運営・徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税第一部門及び法人課税第二部門の6つの部署があり、全員で31名の職員で従事しております。当署の平均年齢は、34歳と若い職場でありまして、明るく、活気のある職場雰囲気となっております。

田辺税務署が管轄していますのは、田辺市、白浜町、上富田町及びすさみ町の1市3町でございます。田辺市は、ご存じのとおり旧田辺市と中辺路、本宮、龍神、大塔と4つの行政局で成り立っています。面積では、近畿地方でナンバー1と聞いております。白浜町は、白浜温泉やアドベンチャーワールドなど観光地がたくさんあり、ホテルや観光業が盛んな町となっております。近年、白浜空港の便数も増えて、IT企業を中心に誘致を積極的に行い、ワーケーションに積極的に取り組んでいる町と聞いております。上富田町も、積極的な企業誘致を行うとともに、住宅地の開発が進んでおり、過去50年間人口が増え続けている町として聞いております。すさみ町は、海岸線がとてもきれいであり、自然豊か町でございます。

以上のとおり、田辺税務署では、この自然豊かな1市 3町を管轄区域としております。

それでは、2月16日からスタートします所得税確定申

告についてお話をさせていただきたいと思います。本日お集まりの皆様は、法人の代表者の方や役員の方が多いと伺っておりますので、ここでは、給与所得者のある方で、確定申告が必要な方を主に説明させていただきます。大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要なっておりますが、申告を必要とする主な基準として、主に①給与収入が、年間 2,000 万円を超える方、②給与収入以外に、20 万円を超える所得がある方には、確定申告を行っていただく必要がございます。

確定申告が必要な方(給与所得のある方) (1)給与の収入金額が2,000万円を超える。 (2)給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部 が源泉徴収となる場合において、各種の所得金額の合計 が20万円を超える。 (以下省略)

しかし、残念なことに申告漏れとなってしまい、後日に税 務署から指摘され、無申告加算税と延滞税が請求されると いったことも少なくありません。税務署では、常に情報収集を 行っており、申告漏れとなっている方に対しましては、きっちり とした対応をさせていただいております。



ここで最近報道された無申告事案につきましてご紹介させていただきます。

事例 1 の事案が 北新地のホステスさん が行っていた副業が

2

無申告となっていたという事例です。皆さんは、「ギャラ飲み」という言葉はご存じでしょうか。ギャラ飲みとは、シェアリングエコノミーの新形態として注目されているビジネスモデルであり、「謝礼(ギャラ)を受け取り飲み会に参加する者(キャスト)」と、「謝礼を支払いキャストを呼ぶ者(ゲスト)」により行われる飲み会を言います。「ゲスト」と呼ばれる飲み会の主催者は、アプリの運営会社へ手数料を支払うことになっており、「キャスト」と呼ばれる女性は、飲み会の主催者から直接報酬をもらうのではなく、アプリの運営会社から報酬を受け取るといったシステムとなっています。ちなみに、キャストが直接、飲み会の主催者から報酬を受け取り、サービスを提供することを「パパ活」と呼ばれており、全く違うものですので、気を付けていただきたいと思います。

これらは、新型コロナウイルス感染症により、本業の収入

田辺はまゆうロータリークラブ

が少なくなったため、副業として広がったシステムですが、税 務当局によるアプリ運営会社への税務調査を実施したとこ ろ、支払い先の女性の住所、氏名が判明し、是正処理に 至ったという事例でございます。

事例 2 の事案が暗号資産による利益の申告漏れでございます。この記事にもありますとおり、現在の所得税法では、ビットコインや ADA コインなどの暗号資産による運用益は、他の金融商品と違い所得区分が雑所とされ、総合課税の対象となっていることです。したがって、給与所得と合算されることになり、場合によっては、所得税の最高税率45%が適用されることもあり得るということです。また、事例2 で紹介されている事例は、1 ビット 1,000 万円で購入した暗号資産が、翌年に2,000 万円に値上がりしたので売却し、別の暗号資産2,000 万円の購入したが、納税の際に大きく値下がりしてしまったという事例です。

暗号資産の課税は、売却した際に確定しますので、納付税額には十分注意をしなければいけない部分であります。 暗号資産の取引所においても、国税当局の税務調査は 実施されており、申告漏れとなっている方については、きっちり対応させていただくこととなっております。

ここで、事業所得を有します個人事業者 1 件当たりの 申告漏れ所得金額が高額な上位 5 業種の過去 10 年間の推移を紹介をさせていただきます。10 年前を見ていただきますと、1 位 風俗業、2 位 キャバレー、3 位バーというような業種でありまして、すべて領収証を発行しないのが慣例となっている業種でございます。しかし、ここ 2、3 年前から新型コロナウイルス感染症の影響で大きく業種が入れ替わっております。

最も顕著な業種が、新型コロナ感染症によりソーシャルディスタンスの維持が求められ、テレワークの導入によるシステム開発やサービスを行う経営コンサルタント、また、システムエンジニアといった業種が目立ったのと、在宅ワークや巣篭もり生活により、癒しを求めて自宅でペットを飼うといった方が増えたことで、飼い犬の値段が急騰し、ブリーダー業が活況であったという結果が出ています。

このように、税務調査については、適正公平な申告納税制度の実現を目指し、経済情勢を的確に分析した上で、必要な箇所に対して的確に実施していることが分かっていただけたかと思います。

最後に、**今年の 10 月からスタートするインボイス制度** に向けたお話をさせていただきます。まずは、ご存じの方もおられると思いますが、インボイス制度とは、どういたものなのか について簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、そもそもの消費税の基本的な仕組みを説明させていただきます。 (消費税のしくみを説明・次にインボイスとは、何かを説明)

ここで、インボイスの登録申請を行わなかった場合、どうい



ったことが起こるのか、説明させていただきます。これまでは消費税の申告義務はなかったものの、商慣習上、消費税を含めて取引先へ請求書を発行していたと思います。いわゆる「益税」です。しかし、これまでは課税事業者の方が、消費税の申告をするにあたって、免税事業者からの仕入れを行っても、帳簿への記載と、請求書の保存さえあれば、仕入れ税額控除できていました。しかし、今年の10月以降は、消費税の確定申告を行う際、控除できるのは、登録番号の入ったインボイスだけとなると、これまで減算していた免税事業者の消費税の分を負担しないといけないといったことが発生するのです。



もう少し細かな説明をさせていただくと、法律の経過措置がありまして、インボイスの登録申請されていない仕入れに係る消費税について、令和8年9月までは、80%、令和11年9月までは、50%が控除できることとなっていますが、令和11年10月以降は、今説明しましたように、全額控除できなくなってしまいます。たとえ50%、80%としても、免税事業者やインボイス登録を発行してくれない業者から仕入れることで、消費税の負担が増えるなら、インボイスを発行してくれる取引先に変えようとする動きが出てしまうのです。

そのためにも、免税事業者の方がインボイス制度のことを理解した上で、①登録申請をし、1年に1回消費税の確定申告を行うべきか、または、②取引先がほとんど一般消費者であるようなご商売であれば、これまでどおり免税事業

としてご商売を続けようといった重要なことを自分で選択していただく必要があるのです。このように国内でご商売をされている全事業者に影響する大きな改正が、今年の 10 月からスタートします。

税務署では、円滑な制度導入を目指しておりますが、 一番大切なことが、普段の経済取引の中で、制度の内容が自然にロコミで広がっていくことだと思っております。今日お集まりの皆様の周りでもインボイス制度の導入について、是非話題に挙げていただき、制度の内容について広げていただきたいと思います。

最後に、確定申告のデジタル化についてお話させていただきたいと思います。デジタル化の進化は、近年特に目覚ましいものがございます。おもしろい話がありまして、一つご紹介させていただきますと、現代人が1日に触れる情報量は、江戸時代の一年分、また平安時代の一生分と言われております。今や、ほしい情報があれば、すぐにインターネットで取得することができる時代となっています。国税庁では、こうしたデジタルツールを利用し、将来的には税務署に行かなくても、オンラインを活用し様々な手続を完了させることを目指しております。

その第一歩として、税 務署では確定申告の際 は、e-Taxの利用を広く 呼び掛けております。

e-Tax とは紙で確定 申告書を作成し、紙で税 務署へ提出するのではな く、パソコンやスマホで作っ た電子データを、マイナン バーカードを利用して、税 務署へ送信していただくこ とを言います。

税務署では、今年の確定申告の最重要課題は、スマホ申告の拡大として、確定申告会場に来られる納税者の方に、自分のスマートフォンとマイナンバーカードを使って、確定申告をしていただくようご案内しております。一度、スマートフォンでの確定申告を経験された方は、操作が簡単で



あるため、翌年以降は自分自身でスマートフォンを使って確 定申告をするといった方が非常に増えております。 今日お集まりの皆様の従業員様や周りの知人の方で、 ふるさと納税や医療費控除を受けるため、確定申告を考え ておられる方もおられると思います。是非、お手元資料に配 布させていただいているリーフレット活用していただき、回覧 版や社内メール等で、確定申告の際は便利な e-Tax を ご利用いただくよう勧めていただくようお願いいたします。

最後になりましたが、季節柄、連日寒い日が続いております。

ご自身のお体には十分ご留意いただくとともに、田辺はまゆうロータリークラブの今後益々のご発展と皆様方のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の話を終わらせていただきます。本日は、ご清聴ありがとうございました。



ニコニコ箱

寺本 匡 皆さん出席ありがとうございます。本日、田辺税務 署 藤村哲也様、卓話楽しみにしています。

赤堀哲也 本日はしっかり税金についてご教示頂きたいと思っております。藤村統括官様よろしくお願いします。

辻 諦淳 「一月行く、二月逃げる…」アッと言う間に一月が 走り去ってしまいました。後期高齢になると時間の経過が速くな るようです。一瞬一瞬を大切にしたいと思います。藤村哲也 様、本日はありがとうございます。よろしくお願い致します。

山本康夫 大根って強いんですねぇ! その生命力は見習いたいもんです。

菅根 清 「現場に雪がひざまで積もっているで」と聞いて、虎 ケ峰を超えて行ってきました。それほどつもっていなかったので安 心しました。雪をかきわけて杭をさがすのは大変なのです。藤村 哲也様、卓話ありがとうございます。

矢田篤司 急用ができましたので、早退させて頂きます。

松本清史 よろしくお願いします。

光吉直也 藤村様よろしくお願いします。

大田忠博 " 中家正幸 "

杉山竜二 " 中峰千世子 "

菊池正紀 ″



田辺はまゆうロータリークラブ 4